

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年8月17日(2006.8.17)

【公表番号】特表2004-535445(P2004-535445A)

【公表日】平成16年11月25日(2004.11.25)

【年通号数】公開・登録公報2004-046

【出願番号】特願2003-508714(P2003-508714)

【国際特許分類】

C 07 D 207/16	(2006.01)
A 61 K 31/40	(2006.01)
A 61 K 31/4025	(2006.01)
A 61 K 31/4245	(2006.01)
A 61 K 31/4439	(2006.01)
A 61 K 31/454	(2006.01)
A 61 P 1/00	(2006.01)
A 61 P 1/12	(2006.01)
A 61 P 3/00	(2006.01)
A 61 P 3/04	(2006.01)
A 61 P 3/06	(2006.01)
A 61 P 3/10	(2006.01)
A 61 P 9/04	(2006.01)
A 61 P 9/12	(2006.01)
A 61 P 13/12	(2006.01)
A 61 P 17/00	(2006.01)
A 61 P 17/06	(2006.01)
A 61 P 19/02	(2006.01)
A 61 P 25/00	(2006.01)
A 61 P 25/24	(2006.01)
A 61 P 29/00	(2006.01)
A 61 P 31/12	(2006.01)
A 61 P 31/18	(2006.01)
A 61 P 35/00	(2006.01)
A 61 P 37/00	(2006.01)
A 61 P 37/06	(2006.01)
A 61 P 37/08	(2006.01)
A 61 P 43/00	(2006.01)
C 07 D 401/06	(2006.01)
C 07 D 401/12	(2006.01)
C 07 D 409/06	(2006.01)
C 07 D 409/12	(2006.01)
C 07 D 417/12	(2006.01)

【F I】

C 07 D 207/16
A 61 K 31/40
A 61 K 31/4025
A 61 K 31/4245
A 61 K 31/4439
A 61 K 31/454
A 61 P 1/00

A 6 1 P 1/12
 A 6 1 P 3/00
 A 6 1 P 3/04
 A 6 1 P 3/06
 A 6 1 P 3/10
 A 6 1 P 9/04
 A 6 1 P 9/12
 A 6 1 P 13/12
 A 6 1 P 17/00
 A 6 1 P 17/06
 A 6 1 P 19/02
 A 6 1 P 25/00
 A 6 1 P 25/24
 A 6 1 P 29/00
 A 6 1 P 31/12
 A 6 1 P 31/18
 A 6 1 P 35/00
 A 6 1 P 37/00
 A 6 1 P 37/06
 A 6 1 P 37/08
 A 6 1 P 43/00 1 1 1
 C 0 7 D 401/06
 C 0 7 D 401/12
 C 0 7 D 409/06
 C 0 7 D 409/12
 C 0 7 D 417/12

【手続補正書】

【提出日】平成18年6月27日(2006.6.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

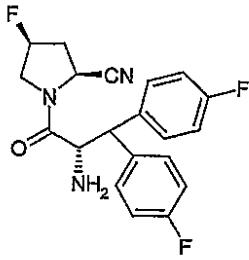
【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

【化1】



上記の式で表される化合物又はその塩、溶媒和物、もしくは薬学的に機能する誘導体。

【請求項2】

(2S,4S)-1-[(2S)-2-アミノ-3,3-ビス(4-フルオロフェニル)プロパノイル]-4-フルオロピロリジン-2-カルボニトリル 塩酸塩。

【請求項3】

請求項 1 に記載の化合物を含む、医薬製剤。

【請求項 4】

さらに薬学的に許容される担体を含む、請求項 3 に記載の医薬製剤。

【請求項 5】

ポスト-プロリン/アラニン開裂プロテアーゼの阻害のための医薬の製造における請求項 1 に記載の化合物の使用。

【請求項 6】

該ポスト-プロリン/アラニン開裂プロテアーゼがセリンプロテアーゼである請求項 5 に記載の使用。

【請求項 7】

該セリンプロテアーゼがジペプチジルペプチダーゼである請求項 6 に記載の使用。

【請求項 8】

該ジペプチジルペプチダーゼがDPP-Ⅳである請求項 7 に記載の使用。

【請求項 9】

該ジペプチジルペプチダーゼがDPP-Ⅳである請求項 7 に記載の使用。

【請求項 10】

代謝性疾患、胃腸疾患、ウイルス性疾患、炎症性疾患、糖尿病、肥満、高脂血症、皮膚若しくは粘膜疾患、乾癬、腸疾患、便秘、自己免疫疾患、脳脊髄炎、補体介在性疾患、糸球体腎炎、脂肪異常症、組織損傷、心身性の、抑鬱性の、及び神経精神医学的疾患、HIV 感染、アレルギー、炎症、関節炎、移植拒絶、高血圧、うつ血性心不全、腫瘍、及びストレス誘発性発育不全の治療又は予防のための医薬の製造における請求項 1 に記載の化合物の使用。

【請求項 11】

糖尿病の治療又は予防のための、請求項 10 に記載の使用。

【請求項 12】

請求項 1 に記載の化合物および1種以上の追加の抗糖尿病薬を含んでなる、医薬製剤。

【請求項 13】

該抗糖尿病薬が、インスリン、 α -グルコシダーゼ阻害剤、ビグアナイド、インスリン分泌促進物質、インスリン感作物質、またはその組み合わせから選択される、請求項 12 に記載の医薬製剤。

【請求項 14】

該抗糖尿病薬が、インスリンメトホルミン、PPAR- α アゴニスト、またはその組み合わせから選択される、請求項 13 に記載の医薬製剤。

【請求項 15】

請求項 1 に記載の化合物およびメトホルミンを含んでなる、医薬製剤。

【請求項 16】

請求項 1 に記載の化合物およびAvandia(商標)を含んでなる、医薬製剤。

【請求項 17】

請求項 1 に記載の化合物、メトホルミン、およびAvandia(商標)を含んでなる、医薬製剤。

。